

健康づくり関連の取組の進捗等について

1. 関係団体との連携

- 日本内航海運組合総連合会が主催するセミナー(全国6か所)で、船員災害防止協会より「船員の健康づくり宣言」を紹介していただいた。(令和5年6月～7月)
- 「船員の健康づくり宣言」周知用ポスターを作成し、国土交通省(運輸局)、船員災害防止協会等の関係団体に掲示していただいた。(令和5年6月)
- 地方運輸局や船員災害防止協会が主催する会議(船員災害防止大会や船員安全衛生講習会等)で、「船員の健康づくり宣言」等の取組を紹介した。(令和5年7月～9月)
- 協会けんぽ支部(千葉、神奈川、兵庫、長崎)を訪問し「船員の健康づくり宣言」の周知に関する連携を実施。(令和5年6月～7月)
- 船員養成校の学生向けに「船員の健康づくり宣言」について紹介し、エントリーしている船舶所有者を就職時の参考にしていただく取組を実施。(令和5年9月～12月)

2. 船舶所有者訪問

「船員の健康づくり宣言」エントリーの勧奨と船員の健康づくりに取り組む阻害要因等をヒアリングするため、未エントリーの船舶所有者様の訪問を実施した。

訪問時期	訪問先(都道府県)	訪問件数	エントリー数
令和5年5月～7月	東京、神奈川、大阪、兵庫、広島、愛媛、山口、福岡、長崎 ※東京近郊および被保険者50人以上船舶所有者が多い地域を選定	81社	31社 (獲得率38%)

【訪問時にヒアリングしたエントリーしない主な理由(ご意見)】

- 法令改正等によって業務量が増える中、船舶所有者の担当人員は増加しておらず、健康づくり宣言にエントリーすることでさらに担当者の事務負担が増えることが懸念される。
- 産業医を選任してすでに相談等を行っているためエントリーする必要性を感じない。
- 船員が不足している現状から、船員からの理解を得づらい取組への参加は難しい。

船員の健康づくり宣言にエントリーいただいている船舶所有者は、令和5年9月末時点で168社(年度当初比+58)と着実に増加しており、5年度のKPI(200社)を確実に達成するため、下期も引き続き船舶所有者訪問を実施する予定。

3. 電話勧奨の実施(予定)

- 「船員の健康づくり宣言」エントリー数増加と船員保険メールマガジン「うみがめ～る」の登録者数増加を目的とした電話勧奨を令和5年11月～12月に実施する予定。
- 対象となる船舶所有者は1,900～2,000件の見込み。

4. 健康づくり好事例集の作成・配布(予定)

- 2～3社にご協力いただき自社船員の健康づくりのために取り組んでいることやノウハウ等を取材し、好事例集としてまとめたうえで、「船員の健康づくり宣言」にエントリーしている船舶所有者へ配布する予定。

5. 歯科分析の実施(予定)

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太)」(令和4年6月7日閣議決定)において、生涯を通じた歯科健診を推進するとされたことを踏まえ、船員の歯・口腔の状況を把握するための基礎分析を新たに実施する。
- 船員保険部が保有するレセプトデータ、健診結果データ、問診データのほか「実態調査アンケート」に歯の健康に関する設問を用意し、汽船と漁船の区分別等の観点から分析を実施する予定。

船員健康づくりサポーターの創設について

1. 目的・概要

船員の働き方改革や健康確保に向けて、令和5年4月より改正船員法施行規則等が施行されたことに伴い、船舶所有者における船員の健康管理への関心が高まってきている。より実践的に健康づくりの取り組みを推進できるよう、事業所において健康づくりを進める担当者を「船員健康づくりサポーター（以下、『サポーター』という。）」と位置づけ、サポートいただく。

令和5年度事業計画（抜粋）

Ⅱ. 主な重点事項 > (2) 戦略的保険者機能 > ③ 情報提供・広報の充実

- ・ 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポーター（仮称）を募集し、船員の健康づくりに関する情報を浸透させる。

2. サポーターの役割

サポーターには、サポートいただく内容に応じた3つの役割（シンプル・スタンダード・アクティブ）を設けることとし、事業所内の船員の健康づくりの推進等、サポートいただける内容に合わせて申込時に選択する仕組みとする。具体的な内容については、以下のとおり。

項目	①船員の健康づくりに関すること	②広報に関すること	③加入者等からの相談に関すること	④モニターに関すること
役割	○シンプル ○スタンダード ○アクティブ	○シンプル ○スタンダード ○アクティブ	○スタンダード ○アクティブ	○アクティブ
概要	健康情報の社内周知や、船員の健康づくり宣言へのエントリー等により、自社船員の健康づくりに積極に取り組む。	船員保険部からの情報提供に基づき、船舶所有者及び自社船員に対する船員保険制度等に関する周知広報の協力。	船員保険制度や各種申請等についての相談対応や、状況に応じた船員保険部ホームページ等の案内・説明の協力。	船員保険部が実施する新規事業やサービス、アンケート調査等に対して適宜モニターとして協力。
主な内容	◆船員の健康づくり宣言による、船員保険部と協働した事業所における健康づくりの取り組みの普及。 ◆生活習慣病予防健診や特定保健指導等の保健事業についての周知や受診勧奨。 など	◆保養事業や無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業の周知広報の協力。 ◆下船後3か月の療養補償や職務上の上乗せ給付等、独自給付制度等に関する周知広報の協力。 など	◆船員保険からの給付金や、乗下船時の疾病任意継続保険の得喪等、船員保険に関する加入者からの相談に対する対応の協力。 など	◆船員保険事業等に関するアンケート調査への協力。 ◆船員の健康づくりに関する取り組みに対する取材対応への協力。 など

3. 運用開始

令和5年10月1日 受付 及び 委嘱開始

船員保険実態調査アンケートの実施について

1. 目的・概要

全国健康保険協会船員保険部では、今後、“船員の健康づくり宣言”を事業の大きな柱に据え強力に推進することとしており、また令和6年度より始まる第3期船員保険データヘルス計画を策定する時期であることから、これらの実効性を高めるために船舶所有者及び加入者へのアンケート調査を実施し、実態及びニーズ等を把握することとする。

令和5年度事業計画(抜粋)

Ⅱ. 主な重点事項 > (2)戦略的保険者機能 > ④ 調査・研究の推進

・加入者の実態やニーズ等を把握するためのアンケートを実施する。

2. 対象者と調査内容

対象者	船舶所有者	被保険者	被扶養者
調査内容 ※関係団体との調整を図る予定	<ul style="list-style-type: none">○健康確保の制度化に関すること○生活習慣病予防健診、健康証明書、特定保健指導に関すること○健康づくりの取組に関すること○広報に関すること○船員の健康づくり宣言に関すること	<ul style="list-style-type: none">○健康確保の制度化に関すること○待遇と船内環境等に関すること○船員の労働実態に関すること○休暇の過ごし方に関すること○生活習慣病予防健診、健康証明書、特定保健指導に関すること○健康意識に関すること○喫煙に関すること○歯の健康に関すること○広報に関すること	<ul style="list-style-type: none">○生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導に関すること○健康意識に関すること○喫煙に関すること

※船舶所有者は全数調査、被保険者及び被扶養者はサンプル調査を想定。

3. スケジュール

令和5年12月 ▶ アンケート実施、回収

令和6年 3月 ▶ アンケート結果報告書完成